

第1章 計画の目的と位置付け

第1節 計画策定の経緯

(1) 文化財指定と公園化の沿革

松山城は、松山市中心部にある勝山（標高132m）の山頂に本丸、山麓に二之丸、平地に三之丸が置かれる平山城で、江戸時代初期の慶長7（1602）年に加藤嘉明^{よしかき}が築城に着手し、寛永4（1627）年に蒲生忠知^{がもう ただとも}が完成したといわれる近世城郭である。寛永12（1635）年以降は、城主となった松平氏によって幕末まで管理され、明治維新後は廃城対象となった。しかし、幸運にも天守をはじめとする本丸跡の多くの建造物は破却されることなく残り（一部は焼失）、昭和10（1935）年には、国宝保存法により天守等35棟の建造物が国宝（旧国宝）に指定された。終戦後は、昭和25（1950）年の文化財保護法の公布に伴い、天守等21棟の建造物が国の重要文化財に指定され、さらに、昭和27（1952）年には、城域の大部分が「松山城跡」として国史跡に指定された。

一方、公園としては、本丸跡に明治7（1874）年に「聚楽園^{じゅらくえん}」が開園され、明治19（1886）年に廃園されたものの、明治43（1910）年には「松山公園」として再開された。終戦後は、昭和23（1948）年に特別都市計画法により、城域ほぼ全体が特別都市計画公園「城山公園」として決定を受け、昭和31（1956）年に都市公園法により都市公園となり、現在に至る。

(2) これまでの主な整備と計画策定の経緯

松山城跡の整備とその計画策定は、史跡の管理者である本市が主に実施している。

本丸跡では、昭和33年（1958）から平成2年（1990）にかけて櫓等の建造物を復元した。平成11（1999）年以降は、『重要文化財松山城天守他15棟、史跡松山城太鼓櫓概算設計調査報告書』の重要文化財建造物の修理計画に基づき保存修理工事を実施したが、平成13（2001）年の芸予地震により石垣や建造物に被害が生じたことから、平成14（2002）年に、新たな修理計画を含めた「松山城保存管理計画」を策定し、現在は同計画に基づき、天守等の修理や防災設備の整備を行っている。

二之丸跡は、昭和26（1951）年から城東^{じょうとう}中学校として利用されたが、昭和58（1982）年から松山市教育委員会により史跡整備が進められ、平成4（1992）年に「松山城二之丸史跡庭園」として開園された。

三之丸跡及び西之丸跡（＝堀之内地区）では、昭和28（1953）年の国体を契機に、スポーツ施設を多数整備し、昭和39（1964）年以降は、整備計画について文化財保護委員会又は文化庁と協議を重ねている。本格的な整備計画の策定が始まったのは、平成2（1990）年に愛媛県により堀之内公園整備計画検討委員会が設置されてからで、平成7（1995）年に同委員会によって示された「堀之内公園（松山城三之丸跡）将来構想」に則り、平成12（2000）年に「城山公園（堀之内地区）整備計画」が策定され、この計画に基づき、平成22（2010）年に第1期整備を完了した。

また、令和元（2019）年に、「松山城跡を将来にわたり確実に保護し、次世代に継承するとともに積極的に公開・活用することにより、市民ひいては国民の文化的活動に寄与するとともに、保護意識の高揚を図る」ため、松山城跡の本質的価値や構成要素を明確にし、今後の保存、活用、整備、運営体制の基本方針等を定めた「史跡松山城跡保存活用計画」を策定した。

（3）本計画策定の経緯

以上のとおり、堀之内地区では史跡と都市公園の整備が進められてきたが、現在、第1期整備完了から10年以上が経過し、市民からは堀之内地区北側の未整備区域の早期開設が求められている。未整備区域の整備の方針や内容は、これまでの整備計画等にも示されているが、計画策定からの経過年数を考えると、改めて史跡としての価値を再整理した上で、発掘調査や史料調査の新たな成果、現在の市民の意見や社会情勢等を踏まえた「整備基本計画」の更新が必要である。また、堀之内地区南側の愛媛県美術館や愛媛県教育文化会館、NHK松山放送局など、既存施設の将来的な取扱いについても、同様と考える。

こうした状況を鑑みて、堀之内北側の未整備区域を対象とした、「城山公園（堀之内地区）第2期整備基本計画」を新たに策定することとする。

第2節 計画の目的

「史跡松山城跡保存活用計画」に示した「史跡の本質的価値の保存」、「安全の確保」、「学術的調査の成果に基づく整備」及び「多様な利用を想定した整備」という史跡全体の整備の基本方針に基づき、既存の整備計画を踏まえるとともに関連計画との整合性を図った上で、史跡と都市公園が調和した城山公園（堀之内地区）の整備内容を示すことを目的とする。

第3節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、堀之内北側の未整備区域のうち、「史跡松山城跡保存活用計画」に示された城山公園（堀之内地区）北側の「第2期整備エリア」（以下「第2期整備範囲」という。）、約6haとする。

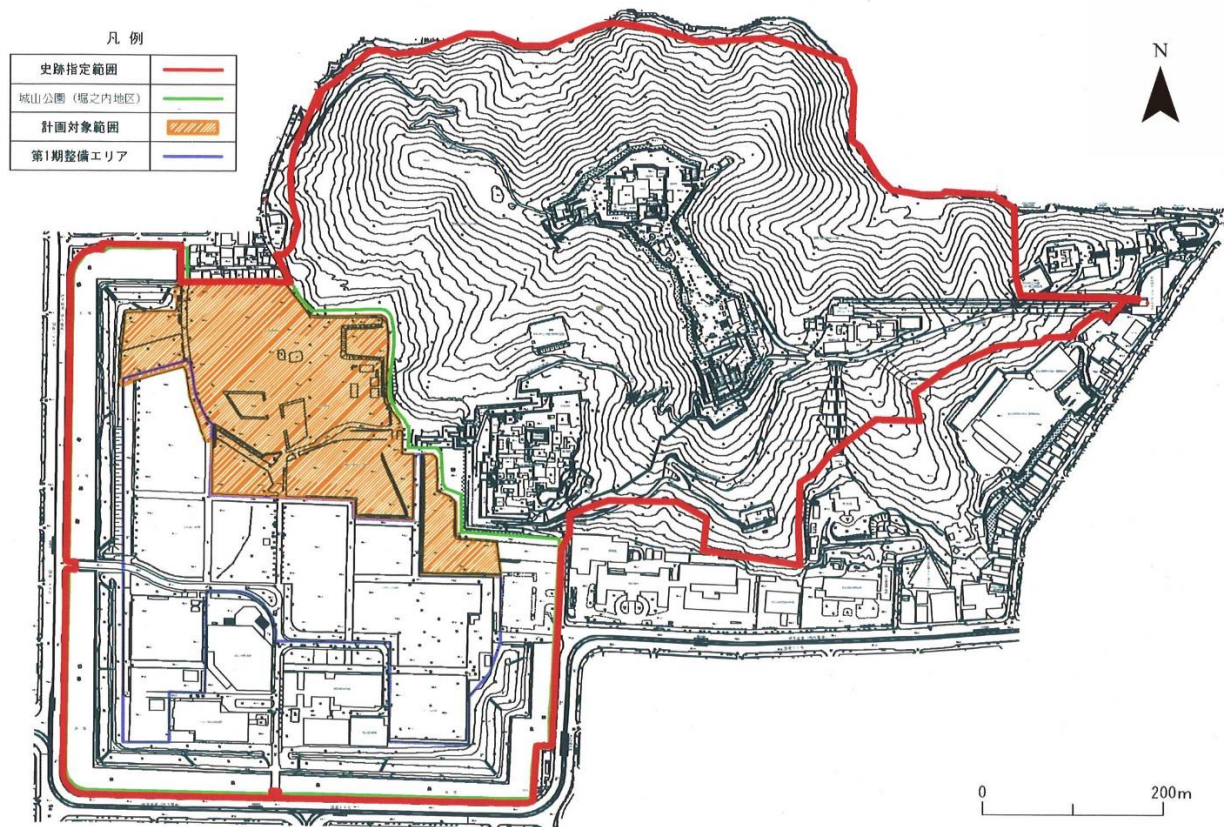


図1 計画対象範囲図

第4節 計画策定の体制と経過

(1) 整備検討専門委員の設置

適正な史跡整備を進めていくため、平成23(2011)年度から「史跡松山城跡整備検討専門委員設置要綱」に基づき、学識経験者からなる「史跡松山城跡整備検討専門委員」(以下「専門委員」という。)を設置している。本計画の策定に当たっても、この専門委員による意見を頂くとともに、文化庁文化資源活用課、愛媛県教育委員会文化財保護課、松山市教育委員会文化財課に指導・助言を仰ぎながら進めた。

表1 史跡松山城跡整備検討専門委員名簿

氏名	所属・職名等	専門分野
内田 九州男	愛媛大学名誉教授	国史学(近世)
江崎 次夫	愛媛大学名誉教授	森林科学
大窪 健之	立命館大学理工学部教授	文化遺産防災学
小林 範之	愛媛大学農学部教授	施設基盤学
下條 信行	愛媛大学名誉教授	考古学
高瀬 哲郎	石垣技術研究機構代表	考古学(石垣)
田中 哲雄	日本城郭研究センター名誉館長	造園学(史跡整備)
藤本 史子	武庫川女子大学非常勤講師	考古学(中近世)
三浦 正幸	広島大学名誉教授	建築学(古建築)

<オブザーバー>

中井 将胤	文化庁文化資源活用課整備部門(記念物)	文化財調査官(令和元年度まで)
岩井 浩介	文化庁文化資源活用課整備部門(記念物)	文化財調査官
亀井 英希	愛媛県教育委員会文化財保護課	埋蔵文化財係長(令和元年度まで)
兵頭 勲	愛媛県教育委員会文化財保護課	埋蔵文化財係長
持永 壮志朗	愛媛県教育委員会文化財保護課	学芸員

史跡松山城跡整備検討専門委員設置要綱

(設置)

第1条 史跡松山城跡(以下「松山城」という。)の保存と活用を図る事を目的に行う整備事業を実施するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第174条の規定に基づき、史跡松山城跡整備検討専門委員(以下「専門委員」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 専門委員は、次の各号に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 松山城の文化財調査に関する事項
- (2) 松山城の保存と整備・活用に関する事項
- (3) その他、関連する事項

(委嘱)

第3条 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が選任し委嘱する。

(任期等)

第4条 専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任することができる。

(報酬等)

第5条 専門委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の定めるところによる。

(庶務)

第6条 専門委員の庶務は、都市整備部公園緑地課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

(2) 検討会の経過

① 令和元年度 第1回史跡松山城跡整備検討会

日 時 令和元(2019)年10月21日(月)

場 所 二之丸史跡庭園 観恒亭

- 議事等
- ・古町口登城道災害復旧の工法について
 - ・令和元年度の発掘調査予定と整理作業について
 - ・松山城三之丸跡 13・15 次調査報告書の刊行について(報告)
 - ・保存活用計画の策定について(報告)
 - ・城山公園(堀之内地区)第2期整備基本計画の策定について



② 令和元年度 第2回史跡松山城跡整備検討会

日 時 令和元（2019）年12月17日（火）

場 所 城山公園（堀之内地区）

松山センタービル1号館 4階第4会議室

議事等 ・松山城三之丸跡 22 次調査（三之丸北御門跡）の調査指導と成果の評価について
・令和2年度の発掘調査地について



③ 令和2年度 第1回史跡松山城跡整備検討会

日 時 令和2（2020）年11月16日（月）

場 所 古町口登城道災害復旧工事現場

松山センタービル1号館 4階第5会議室

議事等 ・古町口登城道災害復旧工事（令和2年7月豪雨災害箇所）の工法について
・城山公園（堀之内地区）第2期整備基本計画について



④ 令和2年度 第2回史跡松山城跡整備検討会

日 時 令和2（2020）年12月15日（火）

場 所 城山公園（堀之内地区）

議事等 ・松山城三之丸跡 23 次調査（三之丸北御門跡）の調査成果について
・城山公園（堀之内地区）第2期整備基本計画について



（3）市民意見公募（パブリックコメント）の実施

実 施 時 期 令和3（2021）年7月7日（水）～同年8月5日（木）

意 見 件 数 48 件

意 見 の 内 容 球技場兼イベント施設の建設、自転車通行の再検討、樹木の追加植栽、子どものための練習場や遊具などの設置、動線と舗装の再検討ほか

意見反映件数 6 件

第5節 計画の位置付け

本市が策定した計画のうち、松山城跡又は城山公園を対象としたものは、「城山公園（堀之内地区）整備計画」、「松山城保存管理計画」、「（松山城）消火・避難計画」、「史跡松山城跡保存活用計画」の4つの計画である。本計画は、これらの計画や上位計画である「第6次松山市総合計画」に基づいて、関連計画と整合、連携を図るとともに、今後、計画、設計及び整備工事を行うための基本となるものとする。

以下に各計画の関連性と詳細を示す。

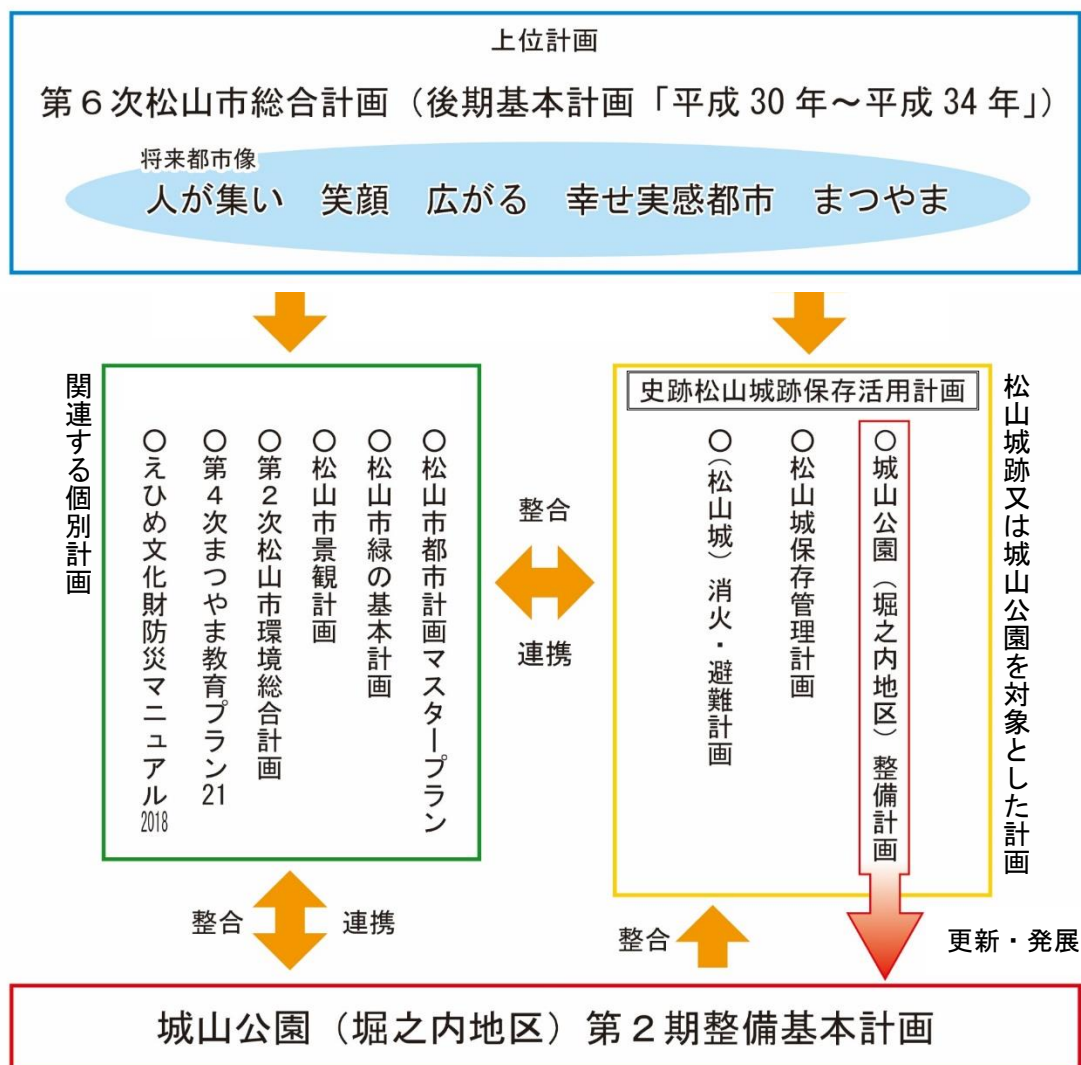


図2 第2期整備基本計画の位置付け

(1) 松山城跡又は城山公園を対象とした計画

① 城山公園（堀之内地区）整備計画（平成12（2000）年3月策定）

城山公園（堀之内地区）整備計画は、松山市が設置した城山公園（堀之内地区）整備検討専門委員会が答申したもので、堀之内地区での今後の公園内施設の移転等を踏まえた整備方針をまとめたものである。整備方針に基づいたゾーニングや事業計画も立てられている。

<事業計画>

綿密な発掘調査が必要とされる「史跡整備区域」「調査・検討を必要とする区域」と、基本的に確認調査のみにとどめ、可能な限り埋設遺構を破損しない整備を進めていく「公園緑地整備区域」とに分けて、整備手順を定めている。

○「史跡整備区域」と「調査・検討を必要とする区域」での整備手順

大きくⅠ～Ⅲ期（各期約10年間）に分けて、実施していく。

整備事業	整備目標	整備内容
第Ⅰ期整備事業	東御門から黒門までの通路、土塁、堀等の集中的な調査、検出と整備のための検討や史料収集による復元内容の検討	- 施設移転地の埋蔵文化財の確認と施設移転の促進 - 東御門から黒門までの通路、土塁、堀等の埋蔵の発掘調査と整備の検討（堀の復元、門遺構の調査、二之丸高石垣の安定等の検討）
第Ⅱ期整備事業	第Ⅰ整備範囲の検討を受け、門建物の復元や堀、石垣の整備の実施と、三之丸等の本格的な遺構調査（全面調査）の準備と実施	- 東御門から黒門までの通路、土塁、堀等の復元と公開 - 三之丸埋設遺構の全調査と活用手法の検討
第Ⅲ期整備事業	第Ⅱ期での調査結果と活用手法の決定を受け、三之丸跡の整備工事の実施と小譜請所の埋蔵文化財等調査の実施及び整備	- 三之丸跡の整備 - 小譜請所の調査と整備

○「公園緑地整備区域」での整備手順

関係省庁の計画認可後、現存施設建物移転完了に伴い、各区域が整備可能となった段階で事業を実施し、可能な限り早期に市民の用に供するものとする。

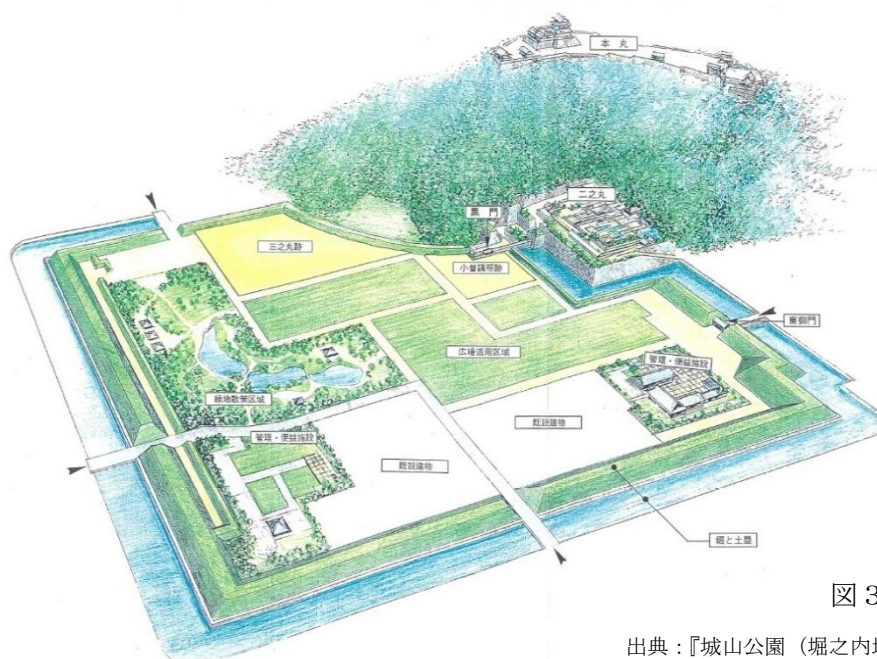


図3 整備イメージ図

出典：『城山公園（堀之内地区）整備計画報告書』P. 10

② 松山城保存管理計画（平成14（2002）年3月策定）

松山城保存管理計画は、松山城跡内の本丸跡にある指定文化財や復興建造物を含む建造物群、石垣・城山の樹木・登山道・二之丸藩邸跡地等の史跡を構成する要素について、適切な保存管理が図れるよう策定したものである。

計画では、松山城について防災計画や観光資源としての公開活用、修復技術等の伝統を継承する場としての活用等を検討している。

城山公園（堀之内地区）について直接的な記載はない。しかし、松山城跡が松山市の中心市街地の象徴・観光資源として重要な位置を占めており、城山全体の環境を、都市公園として整備していくとしている。また、樹木は、伐採や伐根にとどまらず、文化財との調和に十分留意した植栽計画に基づく景観整備を行っていくとしている。さらに、城山の各地区を訪れる人が求める行き方等の情報を提供し、本丸以外の区域へも来園者に来てもらえるようにするなど、松山城跡全体の保存管理の在り方を示している。

③ （松山城）消火・避難計画（平成25（2013）年策定）

平成26（2014）～29（2017）年度にかけて実施した松山城本丸防災設備等整備工事は、松山城跡の本丸跡を対象として、既存の防災設備に加え、新たに整備される避雷設備等の防災設備の存在を前提として行った。

城山公園（堀之内地区）について直接的な記載はない。しかし、本丸跡からの避難経路として、城山公園（堀之内地区）につながる黒門口登城道や県庁裏登城道などを挙げ、松山城跡全体としての防災設備等について示している。

④ 史跡松山城跡保存活用計画（令和元（2019）年9月策定）

松山城跡を次世代に確実に継承し、史跡の持つ本質的価値とその構成要素を明確化した上で、それらを適切に保存・活用するため、令和元（2019）年9月に史跡松山城跡保存活用計画を策定した。

計画では、松山城跡の持つ本質的価値とその構成要素や現状変更等の取扱い基準、史跡の保存・活用・整備・運営体制への取組に関する基本的な考え方を示している。

<松山城跡の本質的価値>

- 城郭史上価値が高く、多くの城郭遺構が良好に現存するとともに、縄張りや構築・修理技術の変遷を知ることができること
- 城郭建築史上価値の高い多くの城郭建造物が良好に現存するとともに、縄張りや建築・修理技術の変遷を知ることができること
- 松山市のシンボルであり、緑豊かな都市公園や自然環境の保全、良好な景観等、多くの今日的価値を持つこと

< 史跡を構成する諸要素（堀之内地区に関連するもののみ） >

区分		要素
ア 史跡の本質的価値を構成する要素	地上遺構	郭（切岸を含む）、石垣（門跡）、堀（外堀）、土塁、排水路
	地下遺構・遺物	地下遺構、遺物（近世）
イ 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物（近世以外）
ウ 史跡の保存・活用に有効な要素	遺構表現	表面表示（広場・園路・排水溝・馬場・馬場土手）※北側は未整備
	近代以降の登山道・看板等	看板（案内看板等）・標識（陸軍標等）
	植栽	サクラ（広場）、マツ（土塁）等
	管理施設	園路（車道）、作業員詰所、倉庫、手すり・柵・生垣・車止め、曝気装置、照明・電気通信設備・埋設管、消火器、水道設備・埋設管、排水設備・埋設管等
	便益施設	トイレ、ベンチ・四阿、駐車場（二之丸史跡庭園専用、県庁西）・駐輪場、時計、公衆電話、ポスト、自販機・ゴミ箱・灰皿等
	その他	記念碑（歩兵第22連隊関連、戦災復興記念碑、市営球場跡等）、土地境界
エ その他の要素	教養施設・公共施設	愛媛県美術館、愛媛県教育文化会館（愛媛県立図書館）、松山市民会館、NHK松山放送局、電気通信設備・埋設管、水道管、ガス管

< 大綱 >

松山城跡を将来にわたり確実に保護し、次世代に継承するとともに積極的に公開・活用することにより、市民ひいては国民の文化的活動に寄与するとともに、その保護意識の高揚を図る。

< 基本方針 >

基本方針	（１）保存・管理の基本方針 １）遺構や建造物、文献史料等について、一層の調査・研究を引き続き実施することにより、松山城跡の本質的価値をさらに明確化する。 ２）松山城跡に関する各種の遺構や建造物について、適正な保存・管理を図るため、地区ごとに構成要素の基本的な保存・管理の方法を定める。 ３）現状変更等の取扱基準を定め、その厳密な運用を図る。
	（２）活用の基本方針 １）松山城跡の本質的価値を生かした、史跡を体感する場としての活用を基本とし、その中心となる学校教育や生涯学習の場、また、観光資産としての活用を図る。 ２）都市公園・歴史公園として、松山市の歴史的風致の醸成などの史跡の本質的価値の保存やそれを生かした活用を行うとともに、より多くの方々に史跡をより身近に感じ親しんでもらうための各種のレクリエーション活動の場としての活用等、多面的な活用を図る。
	（３）整備の基本方針 １）松山城跡の本質的価値の保存と安全の確保を最優先とするとともに、松山城跡の本質的価値が正しく認識されるよう、遺構や建造物、文献史料等の学術的調査の成果に基づき計画的に整備を行う。 ２）松山城跡の多様な価値を生かし、学校教育や生涯学習の場としての活用、観光資産としての活用等、都市公園・歴史公園としての活用、災害時の指定緊急避難場所としての活用、多面的利用を想定した整備を行う。
	（４）運営・体制の整備の基本方針 松山市内部の体制の整備・強化を図るとともに、外部の専門家や関係行政部門の指導・助言や一般市民と協働できる制度の拡充など、松山城跡の保存・活用を計画的かつ効果的に推進するための体制整備を行う。

(2) 上位計画

第6次松山市総合計画（平成25（2013）年3月策定、後期基本計画：平成30（2018）年3月策定）

平成25（2013）年3月に策定した第6次松山市総合計画では、本市の将来像を『人が集い 笑顔 広がる 幸せ実感都市 まつやま』として6つのまちづくりの基本目標を掲げ、将来都市像の実現に取り組んでいる。

平成30（2018）年に策定した後期基本計画は、計画期間を平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間とし、前期基本計画期間中の取組の成果や今後の課題などを把握し、施策の目指す姿や今後取り組んでいく方向性、主な取組などを明らかにしている。

このうち、松山城跡に関連するものは、以下のとおりである。

松山市の将来像	人が集い 笑顔 広がる 幸せ実感都市 まつやま
まちづくりの基本目標	基本目標1 健やかで優しさのあるまち【健康・福祉】 基本目標2 生活に安らぎのあるまち【安全・安心】 基本目標3 地域の魅力・活力があふれるまち【産業・交流】 基本目標4 健全で豊かな心を育むまち【教育・文化】 基本目標5 緑の生える快適なまち【環境・都市】 基本目標6 市民とつくる自立したまち【自治・行政】

基本目標	基本目標4 健全で豊かな心を育む町
政策	政策4 松山市固有の文化芸術を守り育む
施策	施策1 文化遺産の継承
	目指す姿 本市固有の文化財が適正に保存・継承されており、市民がその文化的価値や重要性を理解し、文化財保護に対する意識が高まっています。
	方向性 松山城をはじめとする歴史的建造物や史跡などの文化財について、保護や保存修理を推進するとともに、積極的に公開することにより、市民の理解を深め、保護意識の醸成を図ります。
	主な取り組み ① 市のみならず国・県の指定文化財について、所有者の保存修理に対する技術的・財政的支援などを行い、その保護に努めるとともに、できる限り広く利活用することで、より幅広い層に関心を広げていき、市民の文化財に対する理解を深めます。 ② 埋蔵文化財については、開発による破壊をできる限り防止するとともに、埋蔵文化財センターと連携した公開・活用などをおして、文化財を身近に感じる機会を提供することにより、保護意識の醸成を図ります。

(3) 関連計画

① 松山市都市計画マスタープラン（平成23（2011）年3月改訂）

松山市の都市計画に関する基本的な方針として策定された松山市都市計画マスタープランは、まちの整備・開発・誘導や保全に関する、より具体的な指針である。

松山城跡及び城山公園（堀之内地区）に関連するものとして、「地域固有の資源の保全・活用により活力のある地域づくりを進める」を挙げており、松山らしい景観形成と地域資源の活用を図ること、松山城跡を擁する城山一帯を「歴史文化拠点」とした歴史性に配慮したまちづくりを推進し、地域の個性を高めることを目標としている。また、城山公園は、中心市街地の貴重な公園スペースとして市民の憩いの場であり、さらに災害時の避難場所としても位置付けられており、今後も計画的に整備を図ることとしている。

② 松山市緑の基本計画（平成25（2013）年改訂）

松山市の緑に関する総合的な計画として位置付けられる松山市緑の基本計画では、誇れる“たから”である緑を育み、活用し、また、新たな緑を創造するなど、誰もが生活の中で潤いと安らぎを実感できる緑のまちづくりを目指していくとしている。そして、5つの基本理念を定め、それらの理念を基に『誇れるたから』をみがき、こころが育む“みどりの舞台”を将来像としている。この将来像を実現するため、誇れるたからを5つのテーマに分類して活用方法を示し、具体的な取組を挙げている。

松山城跡及び城山公園に関連するものは、以下のとおりである。

基本理念	理念1 地域の“たから”を活かす	
目指すべき方向性	松山市には、豊かな緑やそれらと一体となって地域の特色や魅力を高める歴史・文化的資源が数多く残っています。これらの、地域の“たから”を守り、みがき、活用することにより、住む人がゆとりやうるおい、安らぎを感じ、誇りを持てるまちづくりを進めます。	
緑のテーマ	①都市の骨格を形成する緑を守る	
活用方法	城山公園（堀之内地区）や、松山総合公園、松山中央公園、石手川・重信川緑地、久万ノ台緑地などの大規模な公園や緑地については、まちなかの緑の拠点として、積極的に整備や再整備を推進するとともに、適切な維持・管理を行います。	
基本施策	取組1 みどりの創造～緑にあふれ、心が和むまちづくり～	
主な取り組み	①都市公園等の整備	
	整備目標	地域性や利用ニーズに対応しながら公園の質的向上を目指します
	整備方針	城山公園や松山総合公園など、緑の拠点として市民の多様なニーズに対応できる都市公園については、整備を促進するとともに、適切な維持管理や保全を図ります。また、広域的なレクリエーションニーズに対応できる公園について、山地や河川、景勝地など豊かな自然環境を活用する形での整備を検討します。

③ 第2次松山市環境総合計画（平成25（2013）年3月策定）

第2次松山市環境総合計画は、松山市環境基本条例に掲げる基本理念及び施策の基本方針の実現に向けて策定され、『協働が築く自然と都市が調和するまち松山～緑の生える快適で“笑顔”広がるまちを目指して～』を将来像に、8つの基本目標を掲げている。

松山城跡及び城山公園（堀之内地区）に関連するものとしては、以下のとおりである。

基本目標	⑥歴史・文化と自然が調和したまち
基本施策	6-1 豊かな緑あふれるまちにしよう
施策の方向	6-1-1 緑を育もう ○公園内に四季が感じられるような緑環境を整備するとともに、レクリエーション機能や防災機能を充実させることで、住民ニーズに沿った、誰もが憩いと交流の場として利用できる公園整備を行います。 ○都市公園や地域の自然・歴史・文化資源など、緑の拠点を結ぶ回遊路を緑化し、緑のネットワークを形成します。
	6-1-2 緑豊かなまちなみを未来へつなごう ○歴史的・文化的資源と一体となった樹林地、社寺林などは、松山独自の景観を形成する重要な緑地として、各種法制度を活用し、維持・保全を図ります。 ○市民や事業者と協働して公園や各種施設内の緑地、沿道や河川の街路樹や植栽、ましかどの緑などの適切な維持管理に努め、緑豊かな景観の保全を図ります。

④ 松山市景観計画（平成30（2018）年4月改訂）

松山市景観計画は、景観法の規定に基づき、市民・事業者・市が協力して、数多くの貴重な歴史的・文化的資源と山と海に囲まれた豊かな自然が醸し出す松山らしい景観を次世代に継承し、市民のひとりひとりが親しみ・愛着・誇りを感じる魅力あるまちの実現を目指している。

松山城跡及び城山公園（堀之内地区）に関連するものとしては、松山城跡周辺を「中心地区景観計画区域」に指定するとともに、「市役所前榎町通り」、「二番町通り」及び「ロープウェー街」を「景観形成重点地区」に指定し、良好な景観形成のために必要な方針や基準などを定めている。また、松山城跡と城山を望める数少ないビューポイントである「永木橋」からの眺望を「眺望保全区域」として指定し、保全に必要な方針や基準などを定めている。

⑤ 第4次まつやま教育プラン21（平成31（2019）年2月策定）

第4次まつやま教育プラン21は、今後松山市が目指すべき教育行政の目標や基本方針などの実現を目指すために策定され、『生きる喜びが実感できる人づくり』を目標に掲げ、3つの基本方針を挙げている。

松山城跡に関連するものは、以下のとおりである。

基本方針1	生涯を通して学び、活躍できる環境の整備
施策方針	（3）地域に根差した文化・芸術の振興
施策	①文化財の適切な保護による次世代への継承 ・文化財の保存・保護を行うとともに、文化財保護法に基づく文化財の総合的な計画として文化財保存活用地域計画の策定を進めます ・重要遺跡の発掘調査や埋蔵文化財包蔵地の見直しを行うとともに、文化財めぐりや文化財の公開等を通じて、広く周知・啓発に努めます

⑥ えひめ文化財防災マニュアル2018（平成31（2019）年2月策定）

えひめ文化財防災マニュアル2018は、文化財の所有者又は管理者をはじめ、国、地方公共団体や関係機関が連携・協力して、かけがえのない国民的財産である文化財を適切に保存し、次世代へ確実に継承するための手引きであり、指定・未指定を含めた本市に所在する全ての文化財を保護の対象とし、特に災害発生時の対策等について述べている。

松山城跡及び城山公園（堀之内地区）に関連するものは以下のとおりである。

災害等	関係者	対策
風水害等	所有者等	○不動産的な文化財（建造物や史跡・名勝など）に損壊が生じた場合は、被害の拡大を防止するため、支持材による補強等の応急対策に努めるとともに、必要に応じて立ち入りを制限する。 ○不動産的な文化財（建造物や史跡・名勝など）の損壊箇所はブルーシートで覆うなどの保全措置を講じる。破損・焼損した部材についても散逸しないよう保全措置を講じる。
地震・津波 災害時	所有者等	○不動産的な文化財（建造物や史跡・名勝など）に損壊が生じた場合は、被害の拡大を防止するため、支持材による補強等の応急対策に努めるとともに、必要に応じて立ち入りを制限する。 ○不動産的な文化財（建造物や史跡・名勝など）の損壊箇所はブルーシートで覆うなどの保全措置を講じる。破損した部材についても散逸しないよう保全措置を講じる。
火災・盗難 等被害時	所有者等	ア 火災時 ○不動産的な文化財（建造物や史跡・名勝など）の損壊箇所はブルーシートで覆うなどの保全措置を講じる。焼損した部材についても散逸しないよう保全措置を講じる。